

令和7年（行ウ）第91号 未成年者選挙運動禁止規定違憲確認等請求事件

原告 竹島一心ほか3名

被告 国

第4準備書面

【被告準備書面(2)に対する反論（本案前の主張）】

2026年3月17日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 多 田 晋

原告は、2026年3月17日付け訴えの変更申立書記載に係る変更後の請求の趣旨を前提として、本書面において、被告の本案前の主張（被告準備書面(2)）に対する反論を述べる。なお、上記訴えの変更は、原告の従前の主張をより明確な形に整理したものであり、主張内容を実質的に変更するものではない。

第1 本件地位確認の訴え①について

1 変更後の請求の趣旨と関係性

原告は、2026年3月17日付け訴えの変更申立書により、本件地位確認の訴え①を次の〔変更後〕の2つの訴えに整理した。

〔変更前〕

原告が、次回の衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙において、未成年者であることを理由として刑罰を科されることなく自ら選挙運動をすることができる地位にあることを確

認する

[変更後]

㉞ 原告 が、次回の衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙において、公選法137条の2第1項の規定にかかわらず、選挙運動をすることができる地位にあることを確認する

㉟ 原告 が、次回の衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙において選挙運動をしたことをもって、同人が未成年者であることを理由として刑罰を科されることのない地位にあることを確認する

上記㉞は、原告 が次回選挙において選挙運動をすることができる地位の確認を求めるものであり、本件禁止規定が違憲であることが認められる場合の請求である。この場合、本件禁止規定違反を理由とする本件各制裁規定も当然に違憲であるから、従前の請求の趣旨における「未成年者であることを理由として罰則を科されることなく」との文言は削除することとした。

また、原告 が本件禁止規定以外の公選法上の各種規制に服することになるとしても、選挙運動は本来的に自由な行為である上、本件禁止規定以外の規制を問題としているものでないことは請求の趣旨自体から明らかであるから、あえて本件禁止規定以外の規制に服することを明示する必要性はない。最高裁平成28年12月15日判決（風俗案内所営業権確認等請求事件）及び最高裁平成25年1月11日判決（医薬品ネット販売の権利確認等請求事件）においても、「風俗案内所を営む法的地位」あるいは「第一類医薬品及び第二類医薬品につき店舗以外の場所にいる者に対する郵便その他の方法による販売をすることができる権利（地位）」の確認の利益が肯定されているが、同一法規内の他の規制について留保は付されていない。そのため、本件においても、本件禁止規定にかかわらず、選挙運動をすることができる地位を確認すれば足りる。

上記④は、選挙運動をしても罰則を科されることのない地位の確認を求めるものであり、本件禁止規定が違憲であるとまでは認められないが、その違反を理由とする本件各制裁規定が違憲であると認められる場合の請求である。

上記⑤が主位的請求であり、上記④は、上記⑤が認められなかった場合の予備的請求である。

2 被告の主張とこれに対する反論

(1) 被告の主張

被告は、前記④（刑罰を科されることのない地位の確認）を前提とした原告の主張に対し、①国家の刑罰権の発動の有無の確認を事前に求めるものにはかならず、対象選択の点において不適切である（被告準備書面(2)4頁）、②本件禁止規定に違反した当該未成年者の具体的な発言や行為態様を捨象して絶対的に刑罰を科されることなく選挙運動をすることができる地位の確認をする必要性がない（被告準備書面(2)4、5頁）、③本件禁止規定の違反を理由として制裁を受けるリスクを回避するためには選挙運動をすることができる地位の確認がなされれば十分であり、刑罰を科されることのない地位の確認を求めることは過剰である（被告準備書面(2)6頁）などして、確認の利益を欠く旨主張する。

(2) 原告の反論

しかし、①について、本件のような場合に、刑事裁判を待たずとも、民事裁判において制裁を受けることなく当該行為をすることができる地位の確認を求める利益があることは、原告第1準備書面5～13頁において、複数の判例を引用して詳細に論じたとおりである。

また、②について、原告は、あくまで「未成年者であることを理由として刑罰を科されない地位」の確認を求めている。刑罰を科される理由が「未成年者であること」である以上、本件罰則規定が違憲であることを前提とすれば、行

したことをもって、未成年者であることを理由として刑罰を科すことは違法であることを確認する

まず、本件違法確認の訴え①（上記㊸及び㊹）が全体として本件地位確認の訴え①（前記㊸及び㊹）の予備的請求であることは従前と変更がない。

上記㊸は、原告に対し、次回選挙において選挙運動を禁止することの違法確認を求めるものであり、本件禁止規定が違憲であることが認められる場合の請求である。この場合、本件禁止規定の違反を理由とする本件各制裁規定も当然に違憲であるから、従前の請求の趣旨における「未成年者に対する刑罰をもって」との文言は削除することとした。

上記㊹は、原告に対し、次回選挙で選挙運動をしたことをもって、未成年者であることを理由として刑罰を科すことの違法確認を求めるものであり、本件禁止規定が違憲であるとまでは認められないが、その違反を理由とする本件各制裁規定が違憲であると認められる場合の請求である。

本件違法確認の訴え①の中では、上記㊸が主位的請求であり、上記㊹は、上記㊸が認められなかった場合の予備的請求である。

2 被告の主張とこれに対する反論

被告は、本件違法確認の訴え①について、法律上の争訟性及び確認の利益がない旨主張するが、これに対する原告の反論は、原告第1準備書面19～22頁に記載したとおりである。

第3 本件地位確認の訴え②について

1 変更後の請求の趣旨と関係性

原告は、2026年3月17日付け訴えの変更申立書により、本件地位確認の訴え②を次の〔変更後〕の訴えに整理した。

[変更前]

原告 〇〇が、次回の衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙において、同人を選挙運動において使用した者が原告 〇〇が未成年者であることを理由として刑罰を科されることなく、選挙運動をすることができる地位にあることを確認する

[変更後]

④ 原告 〇〇が、次回の衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙において、公選法137条の2第2項の規定にかかわらず、他人に使用されて選挙運動をすることができる地位にあることを確認する

上記④は、原告 〇〇が次回選挙において、他人に使用されて選挙運動をすることができる地位の確認を求めるものであり、本件使用禁止規定が違憲であることが認められる場合の請求である。この場合、本件使用禁止規定違反を理由とする本件各制裁規定も当然に違憲であるから、従前の請求の趣旨における「同人らを選挙運動において使用した者が原告 〇〇が未成年者であることを理由として罰則を科されることなく」との文言は削除することとした。

また、原告 〇〇は、仮に本件使用禁止規定が合憲である場合に、本件使用禁止規定違反を理由とする本件各制裁規定だけでも違憲であるとは主張していないから、本件各制裁規定のみが違憲であることを前提とした請求の趣旨は定立しない。すなわち、本件禁止規定違反を理由とする本件各制裁規定については、仮に本件禁止規定が合憲とされた場合であっても、それが未成年者の保護を目的とするものであるとすれば、未成年者に対する制裁規定を設けることは、侵害原理ないし法益保護主義に反するものであるから、本件各制裁規定のみが違憲となり得る。他方、本件使用禁止規定については、本件禁止規定とは異なり、上記のような問題は生じないから、原告は、本件各制裁規定独自の違憲性を争うものではない

い。

2 被告の主張とこれに対する反論

被告は、本件使用禁止規定及びその違反を理由とする本件各制裁規定は、原告には適用されないから、実質的に第三者の権利又は法的地位の確認を求めるものであって、法律上の争訟性及び確認の利益を欠く旨主張する（被告準備書面(2)7、8頁）。

しかし、本件使用禁止規定及びその違反を理由とする本件各制裁規定によって、原告の政治的表現の自由が侵害されているのであって、この侵害を除去するためには本件使用禁止規定の違憲を確認する必要があることは、原告第1準備書面15～19頁に記載したとおりである。

第4 本件違法確認の訴え②について

1 変更後の請求の趣旨と関係性

原告は、2026年3月17日付け訴えの変更申立書により、本件違法確認の訴え②を次の〔変更後〕の訴えに整理した。

〔変更前〕

被告が、次回の衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙において、原告 〇〇〇〇 に対し、同人らが未成年者であることを理由として、同人らを使用した者に対する刑罰をもって選挙運動を禁止することは違法であることを確認する

〔変更後〕

㊦ 被告が、次回の衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙において、原告 〇〇〇〇 に対し、同人が未成年者であることを理由として、他人に使用されて選挙運動をすることを禁止することは違法であることを確認する

まず、本件違法確認の訴え②（上記㉟）が全体として本件地位確認の訴え②（前記㉟）の予備的請求であることは従前と変更がない。

上記㉟は、原告に対し、次回選挙において他人に使用されて選挙運動をすることを禁止することの違法確認を求めるものであり、本件使用禁止規定が違憲であることが認められる場合の請求である。この場合、本件使用禁止規定違反を理由とする本件各制裁規定も当然に違憲であるから、従前の請求の趣旨における「同人を使用した者に対する刑罰をもって」との文言は削除することとした。

また、原告は、仮に本件使用禁止規定が合憲である場合に、本件使用禁止規定違反を理由とする本件各制裁規定だけでも違憲であるとは主張していないから、本件各制裁規定のみが違憲であることを前提とした請求の趣旨は定立しない。

2 被告の主張とこれに対する反論

被告は、本件違法確認の訴え②について、法律上の争訟性及び確認の利益がない旨主張するが、これに対する原告の反論は、原告第1準備書面19～22頁に記載したとおりである。

以上